

高知憲法速報

No.240 2010. 10. 24

発行:高知憲法会議事務局 088-872-3406

編集人 事務局 徳弘嘉孝

比例定数削減反対意見書 5自治体で決議

憲法しんぶん速報版によると、10月20日現在5自治体で比例定数削減反対意見書が決議されています。

9・27 埼玉県新座市議会

9・27 神奈川県大和市議会

10・6 大阪府箕面市議会

10・5 東京都清瀬市議会

10・14 京都府宇治市議会

学習会「衆議院比例定数削減をどう考えるか」

10月15日夜、高知憲法会議代表委員の谷脇和仁弁護士を講師に比例定数削減問題の学習会を開き、17人が参加しました。概要を紹介します。

1994年の選挙制度改悪以後、与党は48%の得票率で66.25%の議席を得るなど、「過剰議席」といえる事態が起きている。一方この16年で共産党は26議席が9議席に、社民党は15議席が7議席になった。1994年までの中選挙区制では高知はおおよそ自民2、社会・共産・公明各1議席が多く、高知県民の意思がかなり反映されていた。財界は、スムーズな政権交代が可能な同質性のある2大政党制を実現し、同質性のない政党の徹底排除を狙って、単純小選挙区制を主張している。しかし小選挙区制は国民主権の考えに反し、憲法違反とさえいえる。日本国憲法の国民主権は、女性を排除し、一定の納税額などで選挙民を区別した「古い国民代表制」ではなく、婦人参政権、普通選挙制度など「中身の伴った国民代表制」になっている。実在する国民の意思によって政治が決定される以上、国民意思の違いは議会に正確に反映されなければならない。「小選挙区制は基本的人権の根本原理、個人の尊厳(憲法13条)、公務員の選定罷免権(15条1項)を侵害する」というのが弁護士でも憲法学界でも多数意見だ。国会議員の数は人口10万人当たりの国会議員数で比較すると、スウェーデン3.83人、イギリス2.28人、イタリア1.6人、カナダ1.25人、ドイツ0.81人、韓国0.62人、日本0.57人であり、日本は決して多くない。アメリカは0.17人だが、州に多くの権限

を委譲しており、アメリカは例外だ。

世界のすう勢は比例代表制だ。少数反対派の多くが排除された結果、国会でのブレーキが効きにくくなって、格差の拡大など多くの問題が出てきた。比例定数100議席の試算で行けば明確な護憲政党はわずか4議席(1%)となり憲法改正に向けて進むことも懸念される。比例削減反対1点での共同と、反貧困の運動や9条を守る運動など様々な運動との結合が必要だ。

講演の後、出席者から質問や運動の進め方などについて発言がありました。共産党から公明党、社民党、新社会党、自民党へ比例削減反対での共同を申し入れたことについて報告がありました。議員定数を減して一票の格差を是正すると、人口の少ないところは議員がいなくなり、悩みや要求が伝えられなくなるがそれでよいのか。公務員削減で市役所の出張所廃止など住民へのしわ寄せがきている、公務員攻撃の延長が議員削減であり、比例削減反対は構造改革や貧困と闘うことと一体で進めなければならない。公務員給与切り下げの人事院勧告が出たが、民間、国・県・市町村の職員の対立という構図もある、本当の敵はどこなのかを見極めたい。議員と住民とのパイプがどうなるのか、視覚障害者、聴覚障害者など情報を受け取ることに障害がある人はますます阻害されるのではないか。高知市の豪雨災害の時、住民の声を聞いた議員の国会での追及などで対策が行われたが、現在そのようなことが困難になっている。要求実現のためにも比例削減に反対しなければならない。これらのことを、国民に判り易く説明すること、署名、統一的な集会、大小の学習会、街頭宣伝などに取り組みねばならない。

憲法9条・未来をひらく県民のつどい 今週

「憲法9条とこれからの日本」講師;小澤隆一教授

10月30日(土)午後1時半~高新RKCホール

民・自が「今国会中に審査会規定制定」で一致

(中央)憲法会議が抗議文を送付

10月19日、民主党と自民党の参院国対委員長が会談、憲法審査会規定の早期制定で合意したと報じられました。国民の多数が望んでいない憲法改正について、改正原案を審議する憲法審査会は全く不要なものです。憲法審査会の構成や役割などを定める「審査会規定」を制定する動きに反対して、憲法会議は20日抗議文を両党に送付しました。

比例定数削減反対の署名用紙を活用してください